

## 厚労省が改正健康増進法の施行業務ガイドライン例

# 助言、指導等で法違反状態は正を

受動喫煙防止対策で新たに義務規定を設けた改正健康増進法の令和2年4月1日の全面施行に向けて、厚生労働省は「改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン(例)」を作成した。全面施行の準備を進める都道府県等の一助となるよう、法律の施行により対応を要する業務や、主な業務の対応フロー図などを示した。ガイドライン例では、改正法で義務違反者に罰則を適用する規定が設けられたが、義務違反等の対応では、適切な助言、指導等を行い、法違反状態の是正を促すことが望ましいとしている。

改正法は多数の者が利用する施設等の管理権原者・管理者に対し、望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課す。原則敷地内禁煙となる

病院、学校、児童福祉施設等、行政機関の「第一種施設」に係る規定は今年7月1日に施行されており、原則屋内禁煙となるその他の「第二種施設」に係る規定は来年4月1日に施行される。

ガイドライン例は7月8日付の事務連絡で、都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主管部局に送付された。都道府県等の一助となるよう、現時点で想定される事務の流れなどを示している。都道府県等では体制や事務処理の方法が異なり、記載内容を地域の実情に応じて加除修正することを求めていることから、名称は「ガイドライン(例)」とした。

■環境整備、周知啓発をガイドライン例では、改正法の主な内容や管理権原者等

に課せられる義務、義務違反時の対応などを示したほか、法律の施行により対応を要する主な業務や、主な業務の対応フロー図を整理。義務違反時の対応では「法律では罰則が適用されることもあるが、まずは適切に助言、指導等を中心に行うことにより、法違反状態を早期に是正すること」を促していくことが望ましい」とし、管理権原者等が新たなルールを遵守できるような環境の整備や様々な機会を通じた周知啓発を求めている。

主な業務の対応フロー図では、①喫煙禁止場所における喫煙②標識の目的外の掲示・除去、類似標識の掲示、標識の汚損等③喫煙器具、設備等の設置④標識の掲示・除去⑤喫煙室等の構造・設備の技術的基準適合及び喫煙目的室設置施設の政令要件維持⑥20歳未満立入禁止及び広告・宣伝⑦特定屋外喫煙場所の嫌疑⑧喫煙可能室届出ーに関する違反等への対応を示した。

施設利用者からの情報提供で喫煙室等の構造・設備の技術的基準が適合していない事案が把握された場合は、まず該当施設と施設の管理権原者等を特定した上で、連絡する。事実確認を行い、違反が確認されれば、電話等で是正を依頼する。なお、情報提供があった施設と管理権原者の所在が異なる場合は原則、施設の所在地を管轄する保健所で対応することが想定される。

その後、保健所による現地確認や指導、助言が必要と判断された場合は管理権原者等に事前に連絡し、訪問日を決定した上で、現地確認や指導・助言を実施する。繰り返し指導・助言に応じないなど悪質なケースに限り、違反者への勧告、違反内容等の公表、改善命令を実施する。命令に従わず違反を続けるなど改善の見込みがない場合、過料を科すことについて、地方裁判所に通知することとなる。